

社会福祉法人平成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会(以下「当法人」という) 定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(原則として月20日以上勤務し、この法人を主たる勤務場所とする者)については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
 - 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を終了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第11条及び第12条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。但し、会議への出席等業務による出勤等の場合は、実費交通費のみ支給し、日当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、原則として当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条** 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条** この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

- 第 9 条** 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 650,000 円
理事	月額 400,000 円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6 月の賞与	正規職員の当該支給月数に準ずる
12 月の賞与	

別表 3 (退職手当)

最終報酬月額×在職年数×1.0

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

	日額 (4 時間未満)	日額 (4 時間以上)
理事会等会議への出席	15,000 円	30,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円	30,000 円

(2) 理事

	日額 (4 時間未満)	日額 (4 時間以上)
理事会等会議への出席	10,000 円	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	20,000 円

(3) 監事

	日額 (4 時間未満)	日額 (4 時間以上)
監事監査等への出席	10,000 円	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	20,000 円

(4) 評議員

	日額 (4 時間未満)	日額 (4 時間以上)
評議員会への出席	10,000 円	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	20,000 円